～次世代を担う若者の支援のための寄附金募集～

# 佐賀県は、首都圏で学び将来佐賀に貢献したい若者たちを支援します！

松濤学舎は、首都圏の大学で学ぶ佐賀出身者のための学生寮。大隈重信らによって大正13年に開設、現在は佐賀育英会が運営しています。これまで、1,200名余の学生が松濤学舎を巣立ち、佐賀県はもちろん、国内外において活躍しています。

いただいた寄附金は、佐賀育英会の取組を通じて、佐賀県の未来を担う若者の育成につなげていきます。

## ■寄附方法

| | 個人からの寄附 | 法人・団体からの寄附 |
|---|---|---|
| 寄附の方法等 | （寄附の方法）<br>佐賀県ふるさと納税特設サイト<br>又は<br>佐賀県ホームページ申込フォーム | （寄附の方法）<br>佐賀県税政課に個別相談<br>［佐賀県ホームページに寄附方法掲載］<br><br>（寄附金額）<br>寄附金額 100,000円以上 |
| 税の優遇 | □寄附金額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます（一定の上限あり）。 | □寄附金額が全額損金に算入されます。<br>□佐賀県外に本社を置く企業であれば、上記に加え、税額控除により、寄附金額の最大約９割の税の軽減効果があります。 |

寄附制度の詳細については、裏面を御確認ください。
（ふるさと納税の概要・企業版ふるさと納税の概要）

申し込み先
- ▶ 佐賀県ふるさと納税特設サイト
- ▶ 佐賀県ホームページ申込フォーム

## ■寄附金の主な使途

- ・松濤学舎の女子学生受入れのための改修
- ・次世代を担う人材育成事業


本事業全般に関するお問い合わせ

佐賀県総務部法務私学課
私立中高・専修学校支援室
TEL 0952-25-7464 FAX 0952-25-0629
Mail:houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp

寄附方法に関するお問い合わせ

佐賀県総務部税政課
TEL 0952-25-7028 FAX 0952-25-7294
Mail:sagakenkifu@pref.saga.lg.jp

公益財団法人 佐賀育英会 へのお問い合わせ

公益財団法人 佐賀育英会
TEL 042-381-3676 FAX 042-381-3620

# ふるさと納税の概要

R7.4.1現在

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。）。

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

控除外 ← → 控除額

| 適用下限額 | 所得税の控除額 | 住民税の控除額（基本分） | 住民税の控除額（特例分） |
|---|---|---|---|
| 2,000円 | （ふるさと納税額-2,000円）×所得税率 | （ふるさと納税額-2,000円）×住民税率（10%） | 住民税所得割額の2割を限度 |

## 給与所得者の寄附金額上限の目安

| 寄附者本人の給与収入 | 家族構成 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 独身又は共働き※1 | 夫婦※2 | 共働き+子2人（大学生と高校生） | 夫婦+子2人（大学生と高校生） |
| 300万円 | 28,000円 | 19,000円 | 7,000円 | - |
| 400万円 | 42,000円 | 33,000円 | 21,000円 | 12,000円 |
| 500万円 | 61,000円 | 49,000円 | 36,000円 | 28,000円 |
| 600万円 | 77,000円 | 69,000円 | 57,000円 | 43,000円 |
| 700万円 | 108,000円 | 86,000円 | 75,000円 | 66,000円 |

※1「共働き」は、ふるさと納税を行う方本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指します。（配偶者の給与収入が201万円超の場合）
※2「夫婦」は、ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケースを指します。

## 年金受給者の寄附金額上限の目安

| 公的年金収入 | 65歳未満 | | 65歳以上 | |
|---|---|---|---|---|
| | 独身 | 配偶者が控除対象※ | 独身 | 配偶者が控除対象※ |
| 150万円 | 11,000円 | 3,000円 | 0円 | 0円 |
| 200万円 | 20,000円 | 11,000円 | 12,000円 | 4,000円 |
| 250万円 | 28,000円 | 20,000円 | 24,000円 | 15,000円 |
| 300万円 | 37,000円 | 29,000円 | 36,000円 | 27,000円 |
| 350万円 | 46,000円 | 38,000円 | 46,000円 | 38,000円 |

※所得税の38万円の控除対象となる配偶者を前提

・総務省 ふるさと納税 ポータルサイト
・さとふる
より

# 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の概要

R7.4.1現在

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、寄附額の約6割（最大）を当該企業の法人関係税から税額控除する制度です。

従来からの損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、寄附額の約9割（最大）が軽減され、実質的な企業の負担は約1割まで圧縮されます。

## 実質的な企業負担は約1割まで圧縮!!

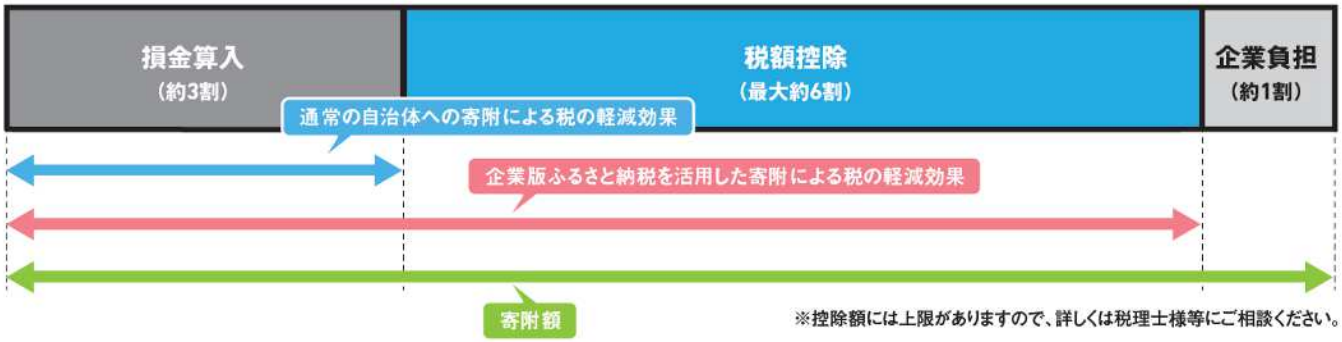


※控除額には上限がありますので、詳しくは税理士様等にご相談ください。

**税目ごとの特例措置**

| | |
|---|---|
| ①法人住民税 | 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限） |
| ②法人税 | 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限） |
| ③法人事業税 | 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限） |

### ▶ 手続きの流れ

1. 寄附の申し出
2. 寄附申出企業の県HP等でのPR
3. 納入通知書の送付・寄附の払い込み
4. 寄附受領証の送付

### ▶ 留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が佐賀県内に所在する企業様の寄附については、本制度の対象となりません。